

令和5年度 第6回職長・安全衛生責任者教育の実施について(追加開催)

労働安全衛生法第60条に規定する職長・安全衛生教育を、下記のとおり開催いたします。

現場監督者は、職場の中核としての職務の遂行にあたり、安全衛生を確保するための極めて重要な位置にあり、更に企業組織の中で管理者層と作業者のパイプ役としての役割を果たす立場にあります。

また、建設業における労働災害防止のため、関係請負人により選任される安全衛生責任者の役割が重要となっております。

これら現場の管理監督者としての職長教育及び元方事業者と関係請負人との連絡調整役としての安全衛生責任者教育を一体的に行ないますので該当される方は、受講いただきますようご案内いたします。

記

- 開催日時 令和5年10月11日(水)～10月12日(木)
- 開催場所 UPRスタジアム(会議室) 宇部市恩田町4丁目1-4 TEL(0836)29-0089
- 受講料(10%消費税込) ※講習当日朝に欠席等の緊急連絡先:090-8362-1423【事務局(鹿嶋):講習当日のみ】

区分	受講時間	受講料	使用テキスト
A	全科目受講(14時間)	会員(14,300円) 非会員(17,600円)	職長安全衛生テキスト 安全衛生責任者実務必携

- テキスト代 (①・②とも使用します)
 - 職長安全衛生テキスト 880円(10%消費税込)
 - 安全衛生責任者実務必携 770円(10%消費税込)
- 受付期間 令和5年9月7日(木)から(受付時間 8:30~12:00, 13:00~15:00) 土日祝は除く
※定員になり次第締め切らせていただきますので、お申込前に必ず空き状況を確認して下さい。
特に、郵送、FAX、メールでの申込については、電話で受講枠を確保した場合のみ受付可能。
- 受講定員 36名
- 申込方法

注意

 申込書・受講票に所要事項を明確に記入し、下記申込先へ受講料及びテキスト代を添えてお申し込み下さい。(郵送及び銀行振込の場合は下記申込先住所及び振込先へ)
※1. 郵送の場合切手を貼った返信用封筒(宛先も明記)を同封して下さい。
 (返信用切手は1名の場合84円、2名の場合94円、3名以上の場合定形外封筒で140円)
※2. 申込書については郵送以外に、下記のFAX、メール宛先への送付でも可能です。
その場合、案内書、お願いとお知らせはホームページよりダウンロード、印刷願います。

注意

※3. 銀行振込の場合、別途領収書や請求書の発行が必要な場合は、必要なものを明記し、切手を貼った返信用封筒(宛先も明記)を下記申込先に送って下さい。(※1と兼用ok)
- 申込先 〒755-0027 宇部市港町1丁目4-1 (一社)山口県労働基準協会宇部支部
 TEL:0836-33-8495 FAX:0836-33-8515 E-mail:info@ube-rouki.or.jp
- 振込先 山口銀行宇部支店 普通預金 0623587 (一社)山口県労働基準協会宇部支部
※振込手数料は申込者負担でお願いします。

※案内の内容をよくご確認の上お申込みをお願い致します。

10. その他

- ①宇部支部では全科目受講のみの受付になります。
- ②駐車場は必ず道路の向かいの広い駐車場(100台以上駐車可)の方を利用して下さい。
- ③受講者には、修了証を即日交付いたします。
- ④教育日程・時間割は講師等の都合により入れ替わる事がございます。ご了承下さい。
- ⑤受付開始までは自車内、もしくはロビーにて待機して下さい。
- ⑥昼食休憩時間は40分を予定していますので、弁当等の持参をお勧めします。(会場での飲食OK)

11. 教育日程・時間割表

第1日目

区分	時 間	教 科 目	研 修 内 容	法定時間
	8:30～8:45	受講票受付		
	8:50～9:00	オリエンテーション		
A	9:00～11:40 (※)	労働者に対する指導又は監督の方法に関する事	・指導及び教育の方法 ・作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
A	12:20～14:30 (※)	作業方法の改善及び労働者の配置に関する事	・労働者の適正な配置の方法 ・作業手順の定め方	2.0時間
A	14:40～16:10	異常時における措置に関する事	・異常時における措置 ・災害発生時における措置	1.5時間
A	16:20～17:20	その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	1.0時間

第2日目

区分	時 間	教 科 目	研 修 内 容	法定時間
	8:10～8:25	受講票受付		
	8:25～8:30	オリエンテーション		
A	8:30～9:30	その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関する事	・労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1.0時間
A	9:40～14:40 (※) (昼休み40分)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置に関する事	・危険性又は有害性の調査の方法 ・危険性又は有害性の調査の結果に基づき講ずる措置 ・設備、作業等の具体的な改善の方法	4.0時間
A	14:50～15:50	安全衛生責任者の職務等	・安全衛生責任者の役割 心構え・関係法令	1.0時間
A	16:00～17:00	統括安全衛生管理の進め方	・安全施工サイクル・安全工程 打ち合わせの進め方	1.0時間

(※)時間は一部休憩時間を含む(昼食休憩は40分)

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

【第 回】

●テキストは当日渡し

ふりがな		氏名		受講区分		受講番号	
				A		※	
正確な氏名をかい書で記入してください。						入会支部に○を付けてください。	
生年月日		昭和 平成		年 月 日		岩国・下松・徳山・防府・山口 宇部・小野田・下関・萩	
住所		(〒 -)					
勤務先	事業場名						
	事業場所在地		(〒 -)				
連絡者	氏名		所属部課		TEL		FAX
上記のとおり受講料（会員：14,300円 非会員：17,600円）及びテキスト代（有：1,650円 無）計（ 円） を添えて申し込みます。 ※振込の場合は振込予定日を記入願います。（振込予定日：令和 年 月 日） 令和 年 月 日 (一社)山口県労働基準協会 殿							
申込書記載事項 ※印以外はすべてかい書で正確に記入して下さい。 個人情報の保護について ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って保管、管理し、 お申込みいただいた教育の的確な実施のためにのみ使用させていただきます。							

切り取り線

職長・安全衛生責任者教育受講票

【第 回】

●テキストは当日渡し

ふりがな		氏名		受講番号	
				※	
正確な氏名をかい書で記入してください。				受講区分	
生年月日		昭和 平成		年 月 日	
				A	
住所		(〒 -)			
事業場名					
出席確認印		備考	1. ※欄以外の欄は、申込者（本人）において記入してください。		
第1日	第2日		2. 所定の受講日を間違えた場合や、開講時間に遅れた場合等は修了証を交付できませんのでご注意ください。		
			3. 受講票受付時間内に、左欄の出席確認を済ませて、受講番号の席に着席してください。		

受講申込者の皆様へのお願いとお知らせ

(一社) 山口県労働基準協会

1 新型コロナウイルス感染症の感染予防について

- (1) 発熱等の風邪症状のある場合、受講の自粛をお願いいたします。
- (2) 受講申し込み後受講するまでの期間に感染若しくは濃厚接触者となった場合には、次の期間受講を自粛していただきますようお願いいたします。
 感染した場合 症状確認日又は発症日から7日間まで
 但し、検査キットにて陰性が確認されれば、6日目から受講可能です
 濃厚接触者となった場合 接触後5日間
 但し、検査キットにて陰性が確認されれば、3日目から受講可能です
- (3) 上記(1)及び(2)により受講を自粛される場合には、下記2にかかわらず受講料の返金等の措置を講じますので、講習開始前までにご連絡ください(振込手数料はご負担願います)。
- (4) 講習等の受講時における咳エチケットの順守、こまめな手洗をお願いします。
- (5) マスクについて、職長教育などの対面での会話が行われる場合は着用をお願いします。また、それ以外の学科講習においても、感染予防のためマスクの着用を推奨しています(講習会場の施設の利用条件により、マスク着用が求められる場合もございます)。
- (6) 居場所の切り替わりでの感染リスクが高いとされていますので、トイレ時・喫煙時のソーシャルディスタンスの確保や昼食時の黙食等の自主的な予防対策に努めていただくようお願いいたします。
- (7) 当協会では次の対応を行っておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします
 - 感染状況等によっては、講習の開催を中止又は延期する、若しくは、受講定員を制限することがございます。
 - 講習当日の受付時に行う検温にご協力ください。(37.5度以上の発熱が確認された場合には受講をお断りすることがあります。)
 - 手指消毒液等を配置しておりますので、ご利用ください。
 - 講習会場の換気を維持するため、出入口や窓を常時開放しております(冷暖房が効きにくいなどのことがあります、ご容赦ください。)
 - 講習中においても、風邪症状が見受けられる方には、職員がお声掛けをすることがあります。

2 受講申込のキャンセルについて

お支払いいただきました受講料等については、次の場合を除き返金できませんのでご留意ください。

- (1) 講習が中止となった場合
- (2) 講習の開催日が変更され、変更後の開催日の都合が合わず受講できない場合
- (3) 講習開催の初日から当協会の営業日で4日以上前にキャンセルの申し出があった場合
- (4) 受講予定者が伝染性の疾病(労働安全衛生法第68条、同規則第61条第1項第1号に該当するもの及びインフルエンザを含む。)にり患している場合(原則として診断書の提出が必要です。)
- (5) 受講者が利用する予定であった公共交通機関の事故災害等による遅延のため、講習開始時刻までに講習会場に到着できなかった場合(自動車をを用いていた場合の渋滞等によるものは該当しません。)

返金の方法として銀行振込を希望される場合、上記の(3)、(4)及び(5)の事由に係る振込手数料は申込者負担とさせていただきます(受講料から差し引いて振り込みます。)

なお、受講予定者の都合が悪くなった場合には、事業場内の他の方に受講していただくこともご検討いただきますようお願いいたします。

マスクの着用について

当協会ではグループ討議の際のマスクの着用をお願いするとともに、それ以外の学科講習でもマスクの着用を推奨しております。